

ニュースレター第15号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第15号」を送付させていただきます。

早春の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

そろそろ花見シーズンで、職場の人々や友人と花見をされる

方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

花粉の季節でもありますので、くれぐれもご自愛下さいませ。



ピックアップLAW NEWS

『セクハラを理由とする懲戒処分—会社側に有利になるの?—』

先日、最高裁が、**職場でのセクハラ発言を理由とする出席停止処分を有効**とする判決を下しました（最高裁平成27年2月26日）。

女性従業員に対しセクハラ行為を行ったとして出席停止及び降格処分を受けた男性従業員が処分の無効を争ったものです。

今回最高裁が挙げた理由のうち経営者の皆様にとって重要となりそうな点は次の点です。

- ◆会社は文書配布や研修の義務付け等セクハラ防止のために様々な取組みを実施していた。
- ◆加害者は管理職であり、セクハラ防止やこれに対する懲戒等に関する会社の方針を当然に認識し、セクハラ防止に関し部下を指導する立場であった。
- ◆セクハラ行為は2人きりの状況でなされ、会社は被害申告がない限り事実を把握することができなかったから、会社が事前に注意・警告をしていなかったとしても直ちに処分が無効となるものではない。

このように、**裁判所は会社側の対応も重要な要素として考慮**しています。

最も特徴的であるのは、セクハラは密室状況下でなされる場合が多いという事情を考慮し、会社が事前に知る機会がなかった場合には事前の注意・警告をしていなかったとしても処分は有効とした点であり、**基本的には会社側に有利な内容**となっています。

もっとも、この判決によってセクハラを理由とする懲戒処分が会社に有利に判断されるようになる、と断言することはできません。

この判決は、あくまでも、加害者が管理職、セクハラ行為が2人きりの状況でされていた、出席停止処分、という事情を前提するものです。

例えば、同様の行為が単なる従業員によって行われ、あるいは、セクハラ行為が他の従業員がいる前でなされ、処分内容が懲戒解雇・より長期の出席停止処分など本件より重い処分であれば異なる判断がされる可能性が十分にあります。

処分が無効と判断されないために、会社としては、**日頃から社内でのセクハラ防止のための取組を実施する必要がある**でしょうし、**実際にセクハラ被害申告があった場合には両者から十分に事情を聴取し、事実が認められる場合には事前に本人へ直接注意・警告をする必要がある**でしょう。

今後生じる可能性のある事態に備え、ぜひ、取り組まれてみてください。

(文責：弁護士向井)

経営革新等支援機関として認定されました

当事務所は、平成27年2月3日に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第17条第1項の規定に基づき、「**経営革新等支援業務を行う者**」として認定を受けました。

地元の中小企業に対して、さまざまな面でサポートし、これまで以上に地域に貢献してまいります。どうぞよろしくお願いいたします！

.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆.+*:.°+.☆

経営革新等支援機関認定制度とは…

税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定のレベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するもの。

(中小企業庁ホームページより引用)



所内研修 ～肩・膝の怪我をした場合の後遺障害編～

先日、所内研修が行われました。以前、首や腰などのムチウチについて行われましたが、今回は、肩・膝の怪我やその後の後遺障害についての内容でした。

具体的な症状については、模型をつかって、皆で理解を深めていきました。

肩や膝の後遺障害は、損傷する骨や筋肉の部位・怪我の様態によって、起こる症状や障害もさまざまです。

大きく分けて、①変形障害 ②機能障害 ③神経障害 に分けられます。

変形障害とは、文字どおり事故により変形して、外見が怪我によって変わってしまうことです。

機能障害とは、肩の動きが鈍くなり、以前よりも腕が上がらなくなるなど、可動域が変わってしまうことです。

神経障害とは、いわゆる「痛み」のことで、神経が刺激されることです。

そして、膝においては、さらに膝関節の**動揺**というものもあります。

これは、歩くときに膝がガクガクするなど、関節が不安定な状態になって起こる症状です。



このように、後遺障害についての理解を深めることは、依頼者の状況などを踏まえて業務を行うことができるだけでなく、事務所スタッフそれぞれ一個人のためにもなる、とても有意義なことであると考えております。

弁護士向けセミナーDVDの発売について

このたび、当事務所の代表弁護士・宮田卓弥が講師を務める**弁護士向けセミナーDVD『交通事故弁護士が伝授する相談・受任・解決の技術』**の発売が決定しました！！



当事務所は、平素より交通事故被害者に特化した紛争解決に尽力し、弁護士業界の交通事故事案の情報発信のため、セミナー・講演を多数行ってきましたところ、今回のセミナーDVD発売のお話をいただきました。

これからも皆様にお役に立つ法人となることを目指して精進してまいります。



弁護士法人

(旧)宮田法律事務所

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分

西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分

地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分

都市高速天神北ICより車で5分